

令和7年第4回定例会提出議案

■ 12月3日 付議事件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果
議案第73号	市道路線の認定について	1 開発行為による道路の帰属に伴う路線の認定 2 認定路線 1 路線	総務建設常任委員会	可決
議案第74号	(仮称) 浜町みらい公園整備工事請負契約の一部変更について	令和7年門真市議会第2回定例会において議決を得た本契約の一部を変更するもの 変更内容 契約金額を「177,012,000円」から「180,155,800円」に変更するもの	総務建設常任委員会	可決
議案第75号	(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備工事請負契約の一部変更について	令和5年門真市議会第1回定例会において議決を得た本契約の一部を変更するもの 変更内容 契約金額を「7,051,071,489円」から「7,653,664,025円」に変更するもの	民生水道常任委員会	可決
議案第76号	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の一部変更について	令和5年門真市議会第3回定例会において議決を得た本契約の一部を変更するもの 変更内容 契約金額を「13,130,132,110円」から「14,941,206,616円」に変更するもの	文教子ども常任委員会	可決
議案第77号	門真市立文化創造図書館の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立文化創造図書館 2 指定管理者に指定する団体 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 3 指定期間 令和8年2月1日から令和13年3月31日まで	民生水道常任委員会	可決
議案第78号	門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 門真市立公民館 (2) 門真市立門真市民プラザ 2 指定管理者に指定する団体 特定非営利活動法人トイボックス 3 指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	民生水道常任委員会	可決
議案第79号	門真市営住宅の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 本町住宅 (2) 寿住宅 (3) 新橋住宅 (4) 千石西町住宅 (5) 四宮住宅 (6) 下馬伏住宅 (7) 北岸和田住宅 (8) 三ツ島住宅 (9) 北島住宅 2 指定管理者に指定する団体 日本管財株式会社 3 指定期間	総務建設常任委員会	可決

		令和8年4月1日から令和13年3月31日まで		
議案第80号	門真市東部大阪都市計画地区計画（北島西・北周辺地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	1 要旨 建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（北島西・北周辺地区）の区域内における建築物に関する制限を定めるもの 2 施行日 令和8年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第81号	門真市印鑑条例の一部改正について	1 要旨 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）による電気通信事業法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うもの 2 施行日 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日	民生水道常任委員会	可決
議案第82号	門真市保健福祉センター条例の一部改正について	1 要旨 門真市保健福祉センター内の診療所における内科・小児科の土曜日の診療を廃止するため、所要の改正を行うもの 2 施行日 令和8年4月1日	民生水道常任委員会	可決
議案第83号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 要旨 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の代替に関する要件を拡大するもの 2 施行日 公布の日	文教子ども常任委員会	可決
議案第84号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	1 要旨 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次に掲げる条例について、地域限定保育士を保育士とみなすほか、所要の改正を行うもの (1) 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (2) 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (3) 門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (4) 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 2 施行日 公布の日	文教子ども常任委員会	可決
議案第85号	門真市建築基準法施行条例の一部改正について	1 要旨 建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の施行に伴い、引用条項の整備を行うもの 2 施行日 公布の日	総務建設常任委員会	可決
議案第86号	門真市立学校施設設備使用条例の一部改正について	1 要旨 門真市立水桜学園の設置等に伴い、門真市立学校の施設設備の使用料に関する見直しを行うもの	民生水道常任委員会	可決

		2 施行日 令和8年4月1日		
議案第87号	令和7年度門真市一般会計補正予算（第8号）	既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,704千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,502,468千円とする。 1 歳入歳出予算補正 2 繰越明許費の補正 3 債務負担行為の補正 4 地方債の補正	総務建設常任委員会 民生水道常任委員会 文教子ども常任委員会	可決
議案第88号	令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	既定の歳入予算総額14,248,403千円の範囲内で更正する。 1 歳入歳出予算補正	民生水道常任委員会	可決
議案第89号	令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,342,844千円とする。 1 歳入歳出予算補正	民生水道常任委員会	可決
議案第90号	令和7年度門真市水道事業会計補正予算（第3号）	既定の建設改良費から101,394千円を減額し、資本的支出の総額を3,131,931千円とする。 1 継続費の補正	民生水道常任委員会	可決
議案第91号	令和7年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	既定の営業費用に17,435千円を追加し、下水道事業費用の総額を4,135,427千円とする。	民生水道常任委員会	可決
議案第92号	公平委員会委員の選任について	小西 ふみ子委員の任期満了（令和8年3月6日）に伴うもの	—	同意
議案第93号	公平委員会委員の選任について	岩本 安昭委員の任期満了（令和8年3月6日）に伴うもの	—	同意
議案第94号	人権擁護委員候補者の推薦について	中道 文夫委員の任期満了（令和8年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第95号	人権擁護委員候補者の推薦について	野口 美寿委員の任期満了（令和8年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第96号	人権擁護委員候補者の推薦について	東口 好行委員の任期満了（令和8年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第97号	人権擁護委員候補者の推薦について	増田 悦子委員の任期満了（令和8年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第98号	人権擁護委員候補者の推薦について	佐野 幸雄委員の任期満了（令和8年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第56号	令和6年度門真市水道事業剰余金の処分について	令和6年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に200,000千円をそれぞれ積み立て、資本金への組入として290,000千円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決
議案第57号	令和6年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	令和6年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に623,256,331円を積み立て、資本金へ576,889,045円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決

認定第1号	令和6年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外4会計	決算特別委員会	認定
認定第2号	令和6年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
認定第3号	令和6年度門真市公共下水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
請願第1号	全国で3番目に高い介護保険料の引下げと介護保険制度の改善を求める請願 【請願者】 介護保険料引下げと制度改善を求める門真実行委員会代表 田中耕三 外1604人 【紹介議員】 福田 英彦	くすのき広域連合解散後初めて門真市が策定した第9期介護保険事業計画では、介護保険料（基準額／月）が全国で3番目に高い8749円で、全国平均月額6000円の約1.5倍となっており、物価高騰の中で、市民の暮らしを圧迫する重い負担となっています。 さらに、介護報酬の引下げ等により介護事業所が次々と倒産し、全国の2024年の休廃業・解散は612件と2010年以降最多を更新、門真市でも例外ではなく、高い保険料を支払いながら必要な介護サービスを利用できない現状があります。 介護保険制度は崩壊の危機に瀕しており、一刻も早い抜本的な制度改善と市独自の対策が求められていることから、以下の点について求めます。 記 1 門真市独自に高い介護保険料を引き下げてください。 2 必要なサービスを利用できない現状を改めるため、低く据え置かれた介護報酬、介護現場の深刻な人手不足など、介護保険制度の抜本的な制度改善を国に求めてください。	—	不採択

■ 12月18日 付議事件

番 号	件 名	要 旨	付託先委員会	議決結果
議案第99号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	1 要旨 令和7年8月7日付け人事院勧告及び諸般の状況に鑑み、本市一般職の職員の給与を改定するにつき、所要の改正を行うもの 2 施行日 公布の日及び令和8年4月1日	—	可決
議案第100号	令和7年度門真市一般会計補正予算（第9号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,978,468千円とする。 1 歳入歳出予算補正	—	可決
議案第101号	令和7年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,350千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,238,053千円とする。 1 歳入歳出予算補正	—	可決
議案第102号	令和7年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,756千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,338,088千円とする。 1 歳入歳出予算補正	—	可決

議案第103号	令和7年度門真市水道事業会計補正予算(第4号)	既定の収益的支出の総額に12,843千円を追加し、収益的支出の総額を2,501,819千円とし、既定の資本的支出の総額に2,630千円を追加し、資本的支出の総額を3,134,561千円とする。	—	可決
議案第104号	令和7年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	既定の収益的支出の総額に5,266千円を追加し、収益的支出の総額を4,140,693千円とし、既定の資本的支出の総額に1,920千円を追加し、資本的支出の総額を4,599,612千円とする。	—	可決
議員提出 議案第7号	大阪府立守口支援学校の児童・生徒数過多と門真市の教育環境改善を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 大西 康弘 五味 聖二 福田 英彦 寺西 敬子 岡本 宗城 大倉 基文 深井 弘晃	門真市に居住する支援を必要とする児童・生徒が通学する大阪府立守口支援学校では、校舎の老朽化や過密による教室不足が深刻な状況にある。 また、高等部への進学を希望する門真市の生徒が大阪府立寝屋川支援学校への通学を強いられる現状は、長距離通学や教育環境の変化による心身の負担、保護者への送迎負担、そして生活圏域・福祉圏域からの分断や地域コミュニティからの分断を招いている。 府では、全体の子どもの数が減少傾向にある一方で、支援を必要とする児童・生徒の数は増加の一途をたどっており、府内の知的障がい支援学校においては、府の将来推計を上回った在籍人数に増加している。(平成27年度6416人から令和7年度8170人に増加) これに伴い、多くの知的障がい支援学校で教室不足が慢性化し、特別教室の普通教室への転用や、「間仕切り教室」といった劣悪な学習環境が各地で報告されており、今後さらに教育環境の悪化を招き、支援を必要とする児童・生徒が本来受けるべき専門性の高い教育が提供できない事態に陥ることを懸念させる。 さらに、府が予定している交野支援学校四條畷校の本校化の折に、門真市の児童・生徒がその新しい学校へ振り分けられる可能性も危惧している。 門真市と四條畷市は近隣ではあるものの、地域特性や交通の便、そして児童・生徒のこれまでの生活圏を考慮せず通学先が決定されることは、一貫教育や自力登校訓練の機会を奪うことにもつながりかねず、門真市としては、児童・生徒の生活圏や保護者の願いを十分に尊重した通学区域計画が不可欠であると考えます。 よって府においては、変化の少ない環境で継続的に学習を深めることは、支援を必要とする児童・生徒の安定的な成長において極めて重要であり、門真市内に小学部から高等部までの一貫した教育体制を望む声が強く上がっていることから、下記の事項を講ずるよう強く要望する。 記 1 北河内地域の過大・過密及び教室不足の解消を図り、門真市在住の児童・生徒が安心して12年間の一貫教育を受けるため、門真市に小学部・中学部・高等部の3学部を設置した知的障がい支援学校を早急に新設すること。 2 交野支援学校四條畷校の本校化の際には、門真市の児童・生徒が一方的に通学先を振り分けられることのないよう、児童・生徒の生活圏・福祉圏を十分に考慮した通学区域計画を策定し、門真市や保護者・関係者との事前協議を徹底すること。また、知的障がい支援学校全体の児童・生	—	可決

		徒数過多を解消するため、予測される児童・生徒数の増加に見合った抜本的な学校整備計画策定を加速すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和7年 月 日 門真市議会 大 阪 府 知 事 大阪府教育委員会教育長 各宛て		
議員提出 議案第8号	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 大西 康弘 五味 聖二 福田 英彦 寺西 敬子 岡本 宗城 大倉 基文 深井 弘晃	脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛や目まい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。 脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。 こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。 よって政府においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。 記 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和7年 月 日 門真市議会 内閣総理大臣 総 務 大 臣 厚生労働大臣 各宛て 国土交通大臣	—	可決
議員提出 議案第9号	地方税財源の充実確保を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 大西 康弘 五味 聖二 福田 英彦 寺西 敬子 岡本 宗城	地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。 一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。 さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せ	—	可決

	大倉 基文 深井 弘晃	ない状況が続いている。 この様な状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。 よって政府においては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。 記 1 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和7年 月 日 門真市議会 内閣総理大臣 総 務 大 臣 各宛て 財 務 大 臣		
議員提出 議案第10号	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 大西 康弘 五味 聖二 福田 英彦 寺西 敬子 岡本 宗城 大倉 基文 深井 弘晃	令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障がい福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。 今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされた。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施	—	可決

		設の人材確保にさらに大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。 また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者、障がい福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。 よって政府においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、下記の事項について取り組むことを強く求める。 記 1 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障がい福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。 令和7年 月 日 門真市議会 内閣総理大臣 総 務 大 臣 財 務 大 臣 厚生労働大臣 各宛て		
--	--	--	--	--